

<表面>

郵便による転出届（転入届の特例）

※この用紙は、マイナンバーカード(個人番号カード)および住民基本台帳カードの継続利用を希望する方の転出届です。転出世帯のうち、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方が1人もいない場合は、新住所にお住まいになってから転出証明書交付申請書（別紙）を送付されるか、直接茂原市役所市民課または本納支所で手続きをしてください。

(宛先) 茂原市長		届出日	年	月	日
届出人		マイナンバーカード 住民基本台帳カード の継続利用について 希望する			
電話番号		転出日	年	月	日
住所	新			世帯主	新
	旧	茂原市			旧
マイナンバーカード・住民基本台帳カード をお持ちの方		生年月日	性別	住民票コード（分かる場合のみ）	
<input type="checkbox"/>	転出者氏名	明・大・昭・平・令 ・	男・女		
<input type="checkbox"/>		明・大・昭・平・令 ・	男・女		
<input type="checkbox"/>		明・大・昭・平・令 ・	男・女		
<input type="checkbox"/>		明・大・昭・平・令 ・	男・女		
<input type="checkbox"/>		明・大・昭・平・令 ・	男・女		

※ 裏面に注意事項がございますので、お読みください。



<裏面>

<注意事項>

- 1 転出前または、転出後 **14** 日以内の届出に限り、マイナンバーカードおよび住民基本台帳カードの継続利用の対象となります。
- 2 転入届時に、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの提示とパスワードの入力が必要となります。
- 3 転出予定日から 30 日、または転出した日から 14 日のどちらかを経過しますと、**転入届の特例**での受付ができず、再度通常の転出届（転出証明書の発行申請）をしていただくことになります。
- 4 1の期日を経過した場合や次に該当した場合は、マイナンバーカードおよび住民基本台帳カードは廃止・回収となります。
 - ① 転入届をされずに、転出予定日から 30 日以上経過した場合
 - ② 転入届の後、90 日以内にマイナンバーカードおよび住民基本台帳カードの継続利用の手続きをしない場合
- 5 電子証明書は転出の手続きにより失効します。必要な方は、転入地で新たに申請してください。